

債権の放棄について

右の議案を提出する。

平成二十九年九月二十一日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

債権の放棄について 左記のとおり債権を放棄する。					
記					
一 債権の概要					
(四) 債権エ	(三) 債権ウ	(二) 債権イ	(一) 債権ア	(三) 債権の名称	債権の概要
元江戸川区民	生活保護費返還金	四百六万三千九百十九円	四百六万三千九百十九円	債権の総額	債務者
債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権者
六号一 第百五十九条	二万三百六十一円	二万三百六十一円	二万三千二百四十七円	二万三千二百四十七円	債権の額
債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権の額
平成二十六年一月三十日	平成二十六年一月三十日	平成二十六年一月三十日	平成二十六年一月三十日	平成二十六年一月三十日	債権の額
債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由	債権の額
地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	債権の額
債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権の額
平成二十六年一月三十日	平成二十六年一月三十日	平成二十六年一月三十日	平成二十六年一月三十日	平成二十六年一月三十日	債権の額
債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額
十万五千八百八十二円	二万三百六十一円	二万三百六十一円	二万三千二百四十七円	四百六万三千九百十九円	債権の額
地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	元江戸川区民	債権の額
債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	生活保護費返還金	債権の額
十万五千八百八十二円	二万三百六十一円	二万三百六十一円	二万三千二百四十七円	四百六万三千九百十九円	債権の額
地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	地方自治法施行令第百五十九条	元江戸川区民	債権の額

(五) 債権者	債権発生日	平成二十六年三月二十六日
(六) 債権力	債権発生理由	地方自治法施行令第百五十九条
債権の額	七万四千三十九円	
債権発生日	平成二十六年三月二十六日	
債権発生理由	地方自治法施行令第百五十九条	
債権の額	三百八十二万二十九円	
債権発生日	平成二十六年三月二十八日	
債権発生理由	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第七十八条	
三 放棄する理由	債務者が平成二十七年一月十七日に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。	
債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、	本案を提出いたします。	

(説明)